〃	第六十回	十五億六千百七十四万円	千十七五億百四五千九円百六十八万六
〃	第六十一回	十九億千二百三十九万円	円十九億千二十四万五千五十
〃	第六十二回	十三億九千三百五十万円	百十八三億十七九千七十七万九千五
〃	第六十三回	円二十四億五千五百六十九万	十二十七円四億五千七十万二百七
〃	第六十四回	円三十一億六千八百九十一万	円三十一億六千二百五十三万
〃	第六十五回	円五十三億六千八百五十八万	千五十二百九億六千五百円九十四万九
〃	第六十六回	百二十五億四千五十六万円	八百二十五億二千四百七万千
〃	第六十七回	一二万百七十七億八千九百九十	千二百六百九十七億六千五百円十八万二
〃	第六十八回	二千九百万円	十二五千八百円九十六万九千百八
〃	第六十九回	四千万円	五三千十八円九百九十五万九千六百
〃	第七十一回	千万円	九百九十九万七千二十三円
〃	第七十五回	百四十万円	円百三十九万九千七百六十三
〃	第七十九回	一億三千百五十二万円	百一億三千百五十一万八千九
〃	第八百一回	二億七千九百五十二万円	百二億五千七円九百十五万二千五
〃	第八百二回	一億二千八百三十万円	三一億十一円千八百三万九千三百
〃	第八百三回	八千三百五十万円	八八円千三百三十九万二百二十
〃	第八百四回	六千四百十五万円	六六円千四百八万三千五百六十
合計		万千九十八億六千二百七十七円九千六百六十二五百三十八万	九千九十七億千四百三十八万六千九十七五億四五千九百六十八万六

公　告

諸　事　項

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年１月５日

関東地方整備局長　大西　亘

１　処分をした年月日　平成28年12月22日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日本道路株式会社　代表取締役　山口　宣男　東京都港区新橋１－６－５　国土交通大臣許可（特－26）第2770号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

全国における舗装工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

（注１）　「舗装工事業に関する営業」とは、注文者から舗装工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

⑵　期間

平成29年１月６日から平成29年５月20日までの135日間

４　処分の原因となった事実　日本道路株式会社は、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第３条に違反するものとして、平成28年９月６日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けるとともに、同法違反により起訴された元支店長及び元社員は懲役刑、同社は罰金刑の判決を平成28年10月６日に受け、各々その刑が確定している。

また、東日本高速道路株式会社関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、同法に違反するものとして、平成28年９月21日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けている。

これらのことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年１月５日

関東地方整備局長　大西　亘

１　処分をした年月日　平成28年12月22日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大成ロテック株式会社　代表取締役　西田　義則　東京都新宿区西新宿８－17－１　国土交通大臣許可（特－24）第1964号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

全国における舗装工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

（注１）　「舗装工事業に関する営業」とは、注文者から舗装工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

⑵　期間

平成29年１月６日から平成29年３月21日までの75日間